

《ローン保証委託契約約款》

第1条. (債務保証の委託と委託の範囲)

第2条. (原債務の弁済)

第3条. (保証人・担保)

第4条. (手数料・保証料)

【保証料[一括前払]】

1. 私および連帯債務者が貴社の保証により金融機関より借入したときは貴社所定の保証料および事務取扱手数料(消費税含む)を一括して支払います。
2. 私および連帯債務者が保証期間中に一括繰上返済を行い、保証期間を短縮した場合は、未経過期間の保証料相当分から貴社所定の料率・方法で計算した戻し保証料(以下、「戻し保証料」といいます。)を、貴社所定の事務取扱手数料(消費税含む)および私宛の振込に要する手数料を控除して借入返済口座へ振込により返還される事に何等異議を述べません。
3. 保証期間中に一部繰上返済により保証期間を短縮した場合、保証期間を短縮せず返済額を軽減し保証額を減額した場合は、取扱いの都度毎に、戻し保証料から、貴社所定の手数料(消費税含む)、および私宛の振込に要する手数料を控除して借入返済口座へ振込により返還されることに何等異議を述べません。
4. 前記第2項及び第3項の取扱いにおいて、戻し保証料が貴社所定の事務取扱手数料(消費税含む)と振込に要する手数料の合計額に満たない場合は、戻し保証料額を上限として、戻し保証料から控除する方法で取扱いの都度支払います。
5. 保証期間中、保証条件(担保条件)を変更し、設定された抵当権の変更登記を行う場合には、貴社所定の事務取扱手数料(消費税含む)を支払います。
6. 保証契約終了後に担保解除関係書類の再発行を依頼する場合は、貴社所定の事務取扱手数料(消費税含む)を支払います。
7. 貴社が代位弁済を行った場合、代位弁済日以降の未経過保証料は返還されないことに同意します。
8. 私および連帯債務者が、本契約後に貴社の同意を得て銀行との金銭消費貸借契約書の内容の変更を行う場合には、事務取扱手数料(消費税含む)を一括して支払います。なお、保証期間の延長を行う場合には、保証期間延長に対する保証料を併せて支払います。
9. 本条の保証料・事務取扱手数料は違算過収の場合および、本条に定めた場合の返戻を除き、一切返還請求をしません。なお、諸般の事情により、本条における事務取扱手数料(消費税を含む)が変更される場合があることに同意します。

【保証料[毎月払]】

1. 私および連帯債務者が貴社の保証により銀行より借入したときは、貴社所定の事務取扱手数料(消費税含む)を一括して支払います。
2. 私および連帯債務者が貴社の保証により銀行より借入したときは、貴社所定の割合による保証料は銀行に支払う金利のなかから銀行を通して月割りで支払います。
3. 一括繰上返済を行った場合、保証期間中に一部繰上返済により保証期間を短縮した場合、保証期間を短縮せず返済額を軽減した場合いずれにおいても戻し保証料の返戻がないことに同意します。
4. 前記【保証料[一括前払]】の第5項及び6項が同様に適用されることに同意します。
5. 私および連帯債務者が、本契約後に保証会社の同意を得て銀行との金銭消費貸借契約書の内容の変更を行う場合には、事務取扱手数料(消費税含む)を一括して支払います。
6. 諸般の事情により、本条における 事務取扱手数料(消費税を含む)が変更される場合があることに同意します。

第5条. (生命保険)

第6条. (信用調査)

第7条. (通知事務)

第8条. (成年後見人等についての通知事務)

第9条. (代位弁済)

第10条. (求償権)

第11条. (求償権の事前行使)

第12条. (反社会的勢力の排除)

第13条. (履行の請求の効力)

第14条. (第三者弁済の事前同意)

第15条. (弁済の充当順序)

第16条. (債権の譲渡)

第17条. (契約の変更)

第18条. (費用の負担)

第19条. (管理回収業務の委託)

第20条 (合意管轄)